

農林委員會 議錄 第二十七号

昭和二十五年四月十一日(火曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事 安部 俊吾君 理事 野原 正勝君

理事 松浦 東介君 理事 八木 一郎君

理事 藤田 大郎君 理事 山村新治郎君

理事 井上 良二君 理事 小林 運美君

理事 山口 武秀君 理事 吉川 久衛君

青木 正君 足立 篤郎君

遠藤 三郎君 小淵 光平君

河野 謙三君 寺本 彌君

中村 清君 原田 雪松君

洲 通義君 村上 清治君

守島 伍郎君 山本 久雄君

石井 繁九君 坂口 主税君

小平 忠君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 藤田 巖君

(農政局長) 林野庁長官 横川 信夫君

委員外の出席者

農林事務官 奥原日出男君

(林野政務官) 專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

小委員補欠選任に関する件

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

第一類第九号

農林委員會議錄第二十七号 昭和二十五年四月十一日

造林臨時措置法案(内閣提出第一六〇号)

小委員長の中間報告聴取

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に小委員の補欠選任を行います。去る八日、公団に関する小委員及び養蚕価格安定に関する法律案起草小委員でありました寺本彌君が委員を辞任せられましたので、両小委員の補欠選任を行わなければなりません。これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは公団に関する小委員及び養蚕価格安定に関する法律案起草小委員に寺本彌君を指名いたします。

○小笠原委員長 まず造林臨時措置法案を議題とし、質疑に入ります。野原君。

○野原委員 造林臨時措置法案に關しまして二、三政府の見解をお伺いいたします。まずこの法律によりまして、戦時中における過伐、濫伐の結果生じた、いまだ造林できないところの百二十万町歩の民有林に對しまして、できるだけ早く造林をするということとはよくわかるのであります。さうしてこれはひとりで民有林のみならず、国有林に對しても、まづ同様のことが言えると思うのであります。戦時中におきましては、民有林、国有

林を問わず、わが国の林業は、造林の部面におきましては、ほとんど等閑に付されておつたのであります。この法律によりまして、一応民有林に對する対策は臨時の措置としてとられたわけでありまして、国有林に對する関係はどうなつておるか。たとえば国有林の中で相當に伐採跡地があり、これらは造林をするべき場所であるというような條件のものがある。地方でその開放を受けてぜひとも造林をしたいという熱意のある者もあつて、造林を希望する者があつた場合におきまして、この法律からは国有林は除外されておる。従つて国有林はこの対象にならないことになつておるわけでありまして、わが国の現在の林業上から見ますならば、國をあげて造林しなければならぬ段階である。時あたかも、今月の一日から緑の週間が催されております。國をあげていわゆる奉國造林の緑化運動も起つておるような状態でありまして、國有林の今後の造林に對しては、どういふお考えであるか、その点をまず一応伺いたいと思ひます。

○横川政府委員 二十四年度末の国有林の要造林面積は三十二万町歩でございます。國有林は特に以前から植伐の均衡といふことに重点を置きましてやつて参つておつたのであります。その三十二万町歩のうち、人工で植栽を要するものが十六万一千町歩ございまして、民有林の造林五箇年計画と対応いたしまして、やはり五箇年計画を立てまして、年々四万町歩ないし五万町歩

の人工造林をいたして参る計画でありますけれども、昭和三十年までその人工造林の完成にはかかる予定であります。

なお地元の方々が、国有林に造林をしたいといふような強い御要望のあることは、私も承知いたしております。これは部分林の規定を広く活用することにしたしまして造林意欲にこたえて参りたい、かように考えております。

○野原委員 今回の臨時措置法によりまして、大いに造林をしなければならぬといふことで、その第一條にうたつております事柄をいたしまして、造林に對する補助金の交付、資金の融通、苗木の確保、その他のことをうたつておるのであります。特に苗木を十分確保しないことは造林はできないのでありまして、この問題に關しましては、昨年までは相當額の補助金があつたのであります。二億五百万円かの苗木育成のための補助金が、生産業者に與へられておつたのであります。これが二十五年度からは一切打ち切りになつてしまつたのであります。まことに矛盾もはなはだしいといわざるを得ないのであります。この打ち切りになつてしまつた關係上、苗木の生産をしております人たちは、今日非常に資金難に困り切つておるのであります。せめてこの資金を十分にまわしてもらつて、苗木の生産をやりたいといふ希望を持つておられますけれども、それらに對しましては、一政府はどういう対策を考

えておるか。そしてまた苗木の生産業者がせつなくつくりました苗木が、もし万が一売れないようなことがあつてはたいへん困るという点を心配しておるのであります。できるならば、生産された苗木を全部國が買い上げてもらいたいといふことを、強く要望しておるのであります。しかしながら國が買い上げるというようなことは、にわかには困難かと思つております。せめて生産された苗木が、円滑に各造林者の方にまわつて行くということのためには、あらかじめ予約生産のようになつてもつてこれを生産させるというやうなことも必要かと思つております。まずその点はどんな風なお考えを持つておるか。まづ融資の問題とそれから生産された苗木の処置の問題に對しまして、政府の見解を伺いたいと思ひます。

○横川政府委員 苗木も昭和二十一年度から養成の補助金を出しておるのであります。が、よく苗木供給のバランスがとれるようになつて参つたのであります。二十五年度におきましては、結局余裕のできるような状態になりましたので、なお苗木養成事業として成立つようになりまして、苗木の補助金は打ち切つたのであります。お話のように、苗木事業といふものは、大体三年先の需要を見越しまして養成をするといふような事業でもあります。その点で、お話のように苗木商が不安に思つておつたところもあつたと思つてあります。本年春から需要者と苗木生

産者と結びつけまして、予約生産的な処置を二、三講じておりますが、これは全面的にさような処置をいたしまして、不安なしに苗木業者が養成事業に当るといふ処置を講じて参りたいと考えております。

なお金融の点につきましては、中金を通じて、森林組合系統から、約五百万の融資が現在出ているのでありますが、なおこの点を、さらに多額に出していただくように努力したいと考えております。

○野原委員 苗木の生産に關連しまして、もう一つだけ伺いたいと思ひますが、国有林の特別会計における苗木の養成に關しまして、この二十五年度において、見返り資金が約六億八千八百万円が向けられることになったのであります。国有林の苗木生産に關しましては、これは非常にけっこうなことであるのでありますが、さて苗木の生産をしております諸君は、国有林が多大な予算をもつて苗木の生産をみずからやることに關しまして、長いことやつて参りました自分たちの苗木の生産に對して、非常にまた不安を感じている向きも少なくないのでありますが、その長年の経験及び技術を十分に生かすために、この民間の苗木を生産しておつた、こうしたまじめな業者に對しましては、何らかの措置を講じて、この国有林の樹苗養成等の仕事を、その経験あるまじめな業者の協力を得て生産を行うということが、きわめて賢明な策であると思ひますが、林野庁はそれに対していかなるお考えをお持ちしているか伺いたいと思ひます。

○横川政府委員 お話の通りであります。すでに営林局長を通じて、

各地の苗木生産業者の技術と施設とを十分に活用するように、この約六億の苗木養成費を、できるだけ民間の技術と施設とを活用するようにして、生産するように指導いたしております。

○野原委員 この造林の実施にあたりましては、政府は特に第一條に、補助金を交付し、あるいはまた融資の道を講ずるということ、強く明文でうたつておるのでありますが、補助金の方では先般の全共事業費において、すでに計上されたものがはつきりしております。しかし造林資金の融通の問題につきましては、まだはつきりしていない面もあるのでありますが、どんな見通しであるか、またいかなる方法をもつて融資の方法をはかるか、この点をお伺いしたい。

○奥原委員 造林に關する政府の施策の中におきまして、ただいま御指摘のありましたように、融資に關する部分だけが、なおかくのごとく決定され、かくのごとく実施するといふことを申し上げる段階に至つておらないことを、まことに申訳なく存するのであります。しかしながらこの問題は、この造林措置法というものの推進によりまして、今日まで推進されて参りましたし、また今後この法律があるというこによつて、この問題の解決に、きわめてよい材料になるのではないかと、かように存じておるのであります。今日までのこの造林に關する低利長期資金の補給の問題に關する経過を申し上げれば、エード・ファンドから産業資金として予定されておりました二百八十億、この金をそれ／＼産業資金に放出するにあたりまして、造

林に對しても同じく放出せられることを、非常にわれ／＼としては要請して参つたわけでありまして、この點につきましては、第一段階におきましては、十億造林に放出されることを要請し、また第二段階におきましては、このエード・ファンドからの放出と、中金の債券の発行によりまして造林に對する融資を合せまして、約七、八億のものをこちらに振り向けるというふうなことを、考慮はいたしておつたのであります。最近に至りまして、この準備と相なつております二百八十億に關しましては、米国の明会計年度における対日援助の額の見通しが立つまで、しばらくこれの使用を見合せる、こういうふうな關係方面の意向が漸次強くなつて参りまして、従ひまして、四百億という産業資金の中に、造林業に對する融資を、どうしてもつづこんで行かなければならぬ、こういうふうな情勢に相なつておるのであります。しかしながら、われ／＼といたしましては希望を捨てずに、その四百億の中で、やはり造林について何がしかのものを獲得したい。司令部の方におきましては、主としてこの金は工場投資に使いたいとお考えのようでありまして、しかしながら造林業に對する、長期資金の放出によりまして、要務でありますので、そういう線で、さらに目下交渉を継続いたしておるような次第であります。なおエード・ファンドから出ます造林資金に關しましては、大体七分五厘でエード・ファンドからは出るのでありますが、これを造林業に對しましては、四分五厘で融資できますように、大蔵省とも内々

は大体了解をつけておる次第であります。

○野原委員 この造林臨時措置法と、自作農創設特別措置法との關係を伺いたいと思ひますが、この造林措置法におきましては、一応従来から、すでに農調法によつて買上げになつたものに對しましては、造林地の指定はやらないうことになつており、造林地の指定をしたものに對しましては、買上げはしないという原則で、あたかも不可侵條約のような形であるのであります。従来から自作農創設特別措置法によるところの林野の買上げというものを参りますと、中には非常に極端な行き過ぎが多かつたのであります。非常にまだ幼齡な造林地が、開墾地としてすでに買上げになつてしまつたという所があるのをごさいます。これらがいまだに何ら開墾されずに、買上げの目的を達せずにそのまま放任されておる。適當な撫育をし、手入れをやる必要のあるような、こういうような林群が依然として放任されておるといふことは、はなはだ遺憾でありまして、私どもは、むしろせつかく開墾地として買上げをした所であつても、開墾ができないでおる、開墾が不可能であるといふものには對しましては、なるべく早く元の所有者にもどすべきではないかと思ひますが、今回の農調法の改正、特に自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案が出ておりますが、この四十六條の二には、買上げをしてから十年たたなければできない、十年たつたものに對しては、農林大臣が元の所有者に時価でもつてどすことができるというふうになつておりますけれども、十年もこの山が放

任されておつたのでは、全然造林地としての価値はなくなつてしまふのであります。少くとも三年または五年、せいぜい五年程度ならばいたした方がないといひましたけれども、十年もこれをほつておくといふことは、はなはだ遺憾に考へるのであります。今回の造林措置法における農調法との關係は、はなはだ手ぬるいという感じがするのをごさいます。国をあげて造林をしなければならぬというときに、補助金までやつて、造林をするというときに、すでに造林をしておつたところに對しましては、今後十分にお考えを願ひたい。これは特に農林大臣がたまたまおいででありますから、ひとつ農林大臣に伺いたいたのでありますが、今度の自作農創設特別措置法の改正等におきましては、十年などと言わないで、これを五年くらいにしたいと思ひます。これに對するお考えをお伺いいたします。

○森田委員 十年といふことに規定するにつけては、事務当局に詳しく説明をいたさずして、山林を伐採したおるものに対して法的措置をとるといふことは、いかに造林というものが国土保安の上で緊要であるかという証左でありまして、この法案を提出いたしましたのであります。この氣持から考へまして、未開墾地あるいは林野、牧野等を農地に一応指定いたしたならば、三年も五年も捨てておくというふうなことは、今回の立法の考え方からみましても、許すべからざる事柄でありますので、これはそういうふうな、開墾の意思なきものと認めた場合におきましては、ただちにこれに適當な處理をいたす方針であります。

○野原委員 農調法によつて買上げになつたものに對しましては、造林地の指定はやらないうことになつており、造林地の指定をしたものに對しましては、買上げはしないという原則で、あたかも不可侵條約のような形であるのであります。従来から自作農創設特別措置法によるところの林野の買上げというものを参りますと、中には非常に極端な行き過ぎが多かつたのであります。非常にまだ幼齡な造林地が、開墾地としてすでに買上げになつてしまつたという所があるのをごさいます。これらがいまだに何ら開墾されずに、買上げの目的を達せずにそのまま放任されておる。適當な撫育をし、手入れをやる必要のあるような、こういうような林群が依然として放任されておるといふことは、はなはだ遺憾でありまして、私どもは、むしろせつかく開墾地として買上げをした所であつても、開墾ができないでおる、開墾が不可能であるといふものには對しましては、なるべく早く元の所有者にもどすべきではないかと思ひますが、今回の農調法の改正、特に自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案が出ておりますが、この四十六條の二には、買上げをしてから十年たたなければできない、十年たつたものに對しては、農林大臣が元の所有者に時価でもつてどすことができるというふうになつておりますけれども、十年もこの山が放

任されておつたのでは、全然造林地としての価値はなくなつてしまふのであります。少くとも三年または五年、せいぜい五年程度ならばいたした方がないといひましたけれども、十年もこれをほつておくといふことは、はなはだ遺憾に考へるのであります。今回の造林措置法における農調法との關係は、はなはだ手ぬるいという感じがするのをごさいます。国をあげて造林をしなければならぬというときに、補助金までやつて、造林をするというときに、すでに造林をしておつたところに對しましては、今後十分にお考えを願ひたい。これは特に農林大臣がたまたまおいででありますから、ひとつ農林大臣に伺いたいたのでありますが、今度の自作農創設特別措置法の改正等におきましては、十年などと言わないで、これを五年くらいにしたいと思ひます。これに對するお考えをお伺いいたします。

○森田委員 十年といふことに規定するにつけては、事務当局に詳しく説明をいたさずして、山林を伐採したおるものに対して法的措置をとるといふことは、いかに造林というものが国土保安の上で緊要であるかという証左でありまして、この法案を提出いたしましたのであります。この氣持から考へまして、未開墾地あるいは林野、牧野等を農地に一応指定いたしたならば、三年も五年も捨てておくというふうなことは、今回の立法の考え方からみましても、許すべからざる事柄でありますので、これはそういうふうな、開墾の意思なきものと認めた場合におきましては、ただちにこれに適當な處理をいたす方針であります。

○野原委員 ただいまの大臣の言明によりまして、はなはだつきりいたしたものでありますが、どうぞひとつそういふものに対しては、英断をもつて、どし／＼とやっていたきたいことを重ねてお願いする次第であります。

次に、この法律によりまして、造林地として指定いたしますためには、伐採後二箇年ということになつておりますが、この点の伐採ということの内容でございますが、もしかりに林内において、一、二割の立木を残して切つておるといふような場合においては、まだ全部切らないから、これはだめであるといふことが言えるようにも思ふのであります。この点を明白にしておく必要があるものであらうと思ひますが、私の考えでは、これは大部分の立木を伐採したもので、すなわち少くとも立木の七割程度を切つたものに対しては、これは伐採済みといふふうに考へてよろうと思ひますが、その辺に對するお考えはいかがでありますでしょうか、お伺いいたします。

○横川政府委員 私どもといたしましては、お話の通りに御座度か。三、結局立木を七割切つてしまつたものは、伐採跡地といふふうに考へて処置をいたしたいと考へております。

○野原委員 この臨時措置法によるところの造林なるものは、人工植栽によるものであるといふことはつきりうたつてあるものであります。ところが山の経営におきましては、それに類似する行為が相当ある。たとえば人工播種——人工によつて直播をするといふふうなことによつて更新をはかる場合

もござります。あるいはまた天然力を利用しての意味において、天然更新によつて天然に播種されたものと、その足らないところに対しては、人工によつて樹植をすることによつて、りっぱな造林地をつくるという、自然の立地環境に應じた適切な臨時措置が講ぜられておるわけでありまして、ここには單純に人工造林、人工によつて植栽するものとはつきりいたしております。その点に對しましては、技術的な問題でありまして、一応御見解を伺いたいと思ひます。

○横川政府委員 お話のように人工播種、あるいは天然更新というふうなもの、当然造林法による指定として買上げまして、造林計画においては人工植栽ばかりを行ふのであります。わが国の戦時中における過伐、濫伐の跡始末がおおむねできると私は信じておりますので、非常にけつこうだと思ひます。造林するのみでなく、今日やもすると、経済的事情等によりまして、いまだ適正なる伐採の樹齢に達しないようないわゆる幼齡林の伐採がどん／＼行われるといふふうな状況でござります。従ひまして、ある程度あまりに幼齡な林は伐採させない、いわゆる伐採を制限するといふような方策、またその制限の間に於いては、適正なる金融的措置を講じて、最大生長量を持つ時期においては、できるだけ森林を温存するといふふうな対策が必要であらうと思ひます。いわゆる森林の施業調整法といふようなものの立法が望ましいと思ひますが、それ

えを持つておるか伺いたい。

○横川政府委員 お話のように、幼齡林の伐採をいたしまして、せつかく成長旺盛なる木を切つてしまふといふような事例がたゞあるようでありまして、これに對しましては、昭和二十二年頃から、民有林の計画化という予算をとりまして、全面的に民有林を施業計画によつて、合理的な経営をして参るという方針が進んでおるのであります。予算的措置によりまして施業の合理化をはかり、すでに実現の段階に達しておるような状態でありまして、

○野原委員 この法律によりまして、造林地としてこれを指定し、あるいはまたこの認定等も、これはすべて地方都道府県知事の権限と相なつておるのであります。都道府県知事にこれらの権限をまかせて、適正に実施してもらふことを期待するわけでありまして、これらの雇大な仕事をひとりの知事の権限にまかせて、適正にやることができかどうか、はなはだ疑問とするのであります。かつてこの法律の原案と申すべき案が練られた当時におきましては、この知事を補佐すべき地方造林審議会といふような機関を設けて、林業に熱心な方たちの意見を参考として、適切な民主的な運営によつてやつて行かうといふような案もあつたやに伺つておるのであります。この法律を見ますと、そういう地方造林審議会等の規定は全部なくなつておるようであります。知事に一切の権限をまかせてやるということに對しましては、地方の知事は、それ／＼の機関を動員して適切な実施をすることと思ひますけれども、それ／＼に對しましては、できるだけ

け民主的な方法でやつていただかなければならぬと思ふのであります。一、休林野庁はどういうふうな指導方法をもつてやつて行くか、その点を伺いたしたのであります。

○農原委員 この法案の立案中におきましては、たゞいま野原さんから御指摘のありましたような、諸問機関といたしましての造林審議会というものを考へておつた次第であります。しかしながら、かくのごとき諸問機関をつくりまして、国の行政活動に對しまして民間人を参與させるという意味におきまして、経済民主化というものに反するといふ關係筋の意向もございまして、制度といたしましてのこの諸問機関は、この法律から削除したような次第であります。しかしながら、官僚の独占といふことは、あくまでも押えて行かなければならぬと考へておるのであります。この法律に基きます／＼な処分、あるいは裁定等の場合におきましては、もちろん非公式には關係者の意向も十分聴取いたしますとともに、学識経験者等の意見をも、参酌でき得るよう指導いたしたいと存じております。

○山口(武)委員 ただいま野原委員と森農林大臣の質疑應答のときに、私ちよつと了解できない大臣の答弁がありましたので、お聞きいたしたいと思ふのであります。それは開墾地の場合に、開墾が現実に進まない場合、開墾地としての指定を取消し、これに即時植林するといふようなことを言われたのですが、そういうつもりなんですか。

○森農林大臣 自作農創設特別措置法の四十六條の二をよく読んでいただき

ますれば、私のお答えいたしました内容になつております。

○山口(武)委員 法律案はどうなつていてもいいのですが、開墾が進まない場合には、それを取消して造林をするといふことをやられるのですか。

○森農林大臣 自作農創設特別措置法はこういう條文になつております。農林大臣は、第三條、第十五條と、いろいろな條文がありますが、買収または第四十一條の五第一項の規定による買収によつて取得した土地、権利または立木、工作物その他の物件を当該取得の目的に供しないことを相当と認めるときは、当該土地、権利または立木、工作物その他の物件を第十六條以下の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、従前の所有者またはその一般承継人にその取得の対価に相當する額で売却渡さなければならぬ。いわゆる農地として買収を認めた。しかしそれをいつまでもいつまでも捨てておいて、開墾もしなければ何もしない。そうすると、この土地は耕地上にするよりもやはり林野にした方がいゝのだ。いわゆる当初の買収の目的を失つた場合においては、政府はこれを取上げて、元の地主に渡すことができる。こういう自作農の法律がある。これを野原委員にお答えいたしましたわけであり

す。

○山口(武)委員 御説明でわかりましたが、そういうことをあまり利用されると困る事態が起るのではないか。なぜかと申しますれば、これは今農家全般が困つております。特に開墾者といふのは一番逆境に置かれておりまして、開拓の予定を持つておりながら、資金の關係その他／＼な支障のた

三

めに、これをなし得ないというよりなこともあるだろうと思う。そういうような場合に、こういう法律を使つて、その取消しをやるのではなくて、開拓できるようにむしろ保護すべきではないか。へたをするとこれが悪用され

て、土地の元の所有者への奪還が行われる。このような傾向を生んではまず

いのではないが、これに対する見解を承りたいと思います。

○森國務大臣　御心配になるようなこととはないと存じております。

○小笠原委員長 他に質疑はありませんか——質疑はないようでありますから、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

引續き本案に対する討論に入りま
す。討論の通告がありませんので、こ
の際討論を省略して、ただちに本案の
採決を行います。本案の原案に賛成の

諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り多数をもつて可決いた

ななおこの際委員会の報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいとしました。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 次に前会に引続き農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、その質疑を継続いたします。井上委員。

○井上(眞)委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案に関連しまして、

農林大臣に質問したいと思うのであります。私昨日、本案をめぐりまして事務当局に質問したのですが、その質問の重點は、今回改正をいたそうとする箇所は、現在農協がその経営の上に非常に困難な実情にある。

委員長退席 松浦委員長代理着席

これを何とか打開し、また農協の健全な発達を促進しようという考え方から、改正案が出されておる通りに考えるのでありますが、御存じの通り、農

協は発足しましてわずか二箇年にしかなりませんので、いろいろ準備また経済的ないろいろな関係から、健全な発達を遂げておるとは申されません。

農協が、その單位農協におきまして約三分の二、県連單位において約二分の一というものは、まづたく経営困難に

陥り、動きのつかない状態にある。すでに政府みずからも発表しております通り、組合員から預かりました預金の支拂いさえできない、あるいはまたせ

つかく買ひ入れたらしくな生産用資材、生活必需品資等が、そのまま農協に滞貨して、これが約二百億という巨額に達しておつて、この金融のあつた

んも、政府みずから行わなければならぬというような実情になつておる。かくのごとく農協が非常な行詰まりを來しておるといふことは、農協結成をい

たしました。つまり農業生産力の發展、農村における民主的な基盤としての組織、これを母がけて結成をいたしたのでありますが、今日の実情に立ち至りましたのは、何が原因かといふば、これは私昨日も申したのでありますが、農協自身の経営の不手ぎわといふ

いふが、そういう面も一部にはありますけれども、農協が今日のような行詰まりの夾情になりましたのは、一にかかつて吉田内閣のいわゆる経済安定政策が、農業経営の合理性を無視して、遂行されておるところに重大な原因がある。吉田内閣の農業政策が、

囚がある。この吉田内閣の農業経営の
合理性を無視した経済政策が、私は重

大なる原因であると思ひます。今日わが國の農業が、世界農業の一環として立たなければならぬ実情になつておとるに、政府は現在わが國の原始的生産

農業の合理性を確保し、その農産物価格を安定化させることの自信があるかどうかという基本的な問題、この問題

を助確に要すして、農協の再建や増産にいろ／＼手を打つてみたところで、それは何ら役に立たないことです。根本的な農業の合理性を確立する

基本的政策というものが打立てられなければならぬ、私はこう思います。ところが最近政府、特に森農政を見ておりますと、非常に中心がぼけてしまつて

ておる。私はこんなことをこの席ではなはだ申し上げたくないのでありますけれども、先般政府の当局者と與黨のいわゆる農政の代表者が湯河原の週

泉に集まりまして、そこでいよいよ河原会談なるものを行つた。この湯河原協定の内容というものは、まづたゞわが国の農村の実情、食糧政策の基

は、今まで與黨の靜靜とせつかく協賛をしたものを弊黨のごとく踏みこじつて、また別な案を再びこれから考へる。一体何という農民、國民を愚弄する。やり方であらうか。かくのごとき豹変きわまる対策をもつて、わが國人人口の減少と云ふ、つゞく國運の衰微と云ふ

の半數を占め、わが国経済の重要な地位に立つ農村に対して、こんなことで

点について、一体農林大臣は、今後のわが国の農業政策をいかなる方針をよもつてやろうとするか、この基本的な對策を、明確に示さるべきではないかと思ふ。

策を明確にこの點をわたいと思つてあります。

○森國務大臣　りくつというものはどうでもつくものであります。農業協同

組合の振興策、農業政策がはつきりしてないと、何か脱線したような御意が目が運ばれて行つたようであります、私の農業政策に対しては、たびたび

ひ申し上げて、井上委員もよく了解していただいておりますと存じます。しかし立場が立場でありますから、わかつてもらえないとして反対されるの

は、これは御自由でありますか。決してあいまいにこたる政策をもつて進んでおるのではないであります。協同組合に対する考え方も、たび／＼申

上げた通りであります。わずか二年ふりしか協同組合はたつておりません。完全なる発達をすべき時期はまだ来ておらない。しかるに、この協同組合

が、かの解散いたしました農業会の時
始末を背負い込んでできたことが、協
同組合の発達を阻止した点なのである
ます。何とかしてこの協同組合を、完
全な筋に乗せたいということに努力を
いたしておるのでありますが、その
間ういたしまして、今回協同組合法

連合会をなくさんこしらえることを定
きるだれが整理して、單位協同組合の
担を軽減し、また監査の面も改めて、
内容の充実をはかるように行く。
そうして協同組合自体が、農業者の協
同團體としての土壌を導く。

高めて行くというふうに通いて行きた

まする協同組合法改正法の本意なのであります。これとても必ずしも完全とは申しませんが、何分自主的にすべてを法律と制定し得る、立錫の最大限を

の法律を制定し得ない立場の地方阿
において、この法案は今日の場合許
された範囲のものであると御了承願
いのであります。決してこれをもつて

のでありますが、協同組合の自覚によりまして、みづから内部より立ち上りて行くことと、そうしてこの法の面から協同組合の力を養つて、力強く行きて行くこととを、われわれは主張してまいりたい。

ついでにお尋ねでありましたが、今
量り問題に付て、易可算表を主として

出しになつたのでありますが、これは
細の問答に文して 藤沢原会館にて
過日もここで申し上げた通りであります。
す。あの新聞記事の取扱い方が、政

がありましてのことについて、私は親密な
と與黨との政策が一致したという努力を
の政策は、もちろん主管省において

驚いたのであります。さつそく責任者を招致いたしました、その記事の出所等について調査をいたしましたのであります。が、これは農林事務当局として全然関知いたしておりません。ただその内

たした次第であります。決して新聞記事にうたわれましたからといつて、私が右往左往しておるわけではないのであります。どうか賢明なる井上委員としましては、新聞の記事を眼光紙背に徹し

て行かない。この問題を裏づけるものは、何としても農村の再建なんです。農村の生産力を高める基本的条件を確立しなければならぬと、私は考えております。そういう面に対して、一番

内における農産物市場をいかに確保しようとするか、この問題は基本的な問題であります。これに対する、あなた達の基本的な対策を明らかにしてもらいたい。それと同時に、農協に対するあ

屋も困る。まずさしあたり打つべき手
は、この手形をどう決済せしむべきか
という問題であります。それでありま
すから、一応在庫のものは問屋が全
部引受けたという形でとりまして、こ

に対して十八億の金を融通して、不渡り手形の出ない一石を打ったわけであります。それから問題はこの報奨物資の性質に立ちかえつて、この報奨物資が市価より高いようなもので配給されては、農業者に対して申しわけないから、何とかしてこれを市価よりいくらかでも安いというの考え方に沿うような価格で、一応元通りの配給ができておるべきであります。これは農業協同組合の発達でなしに、当面のいわゆる臨時的な問題に対する処置の方法であります。なおもう一つお述べにいたしました融資の問題でありますが、農業会の財産引受けについて、金が少くとも五十億余万円なければ引受けができない。何とかしてこの金を融通せよという話が、連合会からあつたのであります。井上委員も御承知の通り、金は目当なしに貸せるものではないのであります。それで五十億という要求の内容を、大蔵省の銀行局長によく相談して、これ／＼のものが必要であるという内容をお話しなさい。また金としましては、信用と担保の二つの道で行くのであります。今日は担保というのを第一に考えなければならぬ。農業協同組合にどれだけの担保物件があるか、それを提示しなければ金がまわらない、また農機具等の非常な手持ちがある。そういうものはどういふ価値のあるものか、現在の価格を帳簿価格でなしに、現在ののくらしい価値があるかというのをはつきりしなければ、金融の道が立たない。それをばつきりして、大蔵省銀行局とよく御相談になれば、政府といたしましては、決してこの問題について救済の手を延

べることにやぶさかではないのであるから、そういう方面に処置をしてもいい。こういうことで今協議が進められておる段階にあります。そうして、もうひとつの協同組合の信用問題であります。これは私はなるべくは世間に発表したくない。いわゆる臭いものにふたをするわけではありませんが、この銀行が取付けたとすると、取付けなくてもいい銀行も取付けに会うのであります。協同組合が金融面に非常に悪い、預金の支拂いのできぬものがこれ／＼ある。これの会計年度の行詰まりがこれだけあるということ、これはこれを隠列いたしますことは、協同組合自体の信用を落してしまします。これはこの間発表していいかどうか、悪いかと思いましたが、すでに発表されておりますが、七十億の金をまわしておかなければならぬ、もう十億の八十億の金をまわして来なければ困るということを要求されて来たのであります。しかし表へ出たしまつた以上は仕方がないけれども、決してやまでも何でもない事実であります。できるだけ早く救済の手を差延べなければならぬ。八十億という金が、その無條件で融資されるものではないのであります。それで今この改正法案を出しておりますが、監査制度を設けて、組合の内容をよく調査して、この協同組合のやり方ならばこうすれば立ち上つて行くという目的のついた場合には、その協同組合のつづけないように、資金を何十億でも持つて行く、こういう処置をとつて行きたい、かように今考へておるのであります。その協同組合連合会と協力いたしまして、そ

の内容の立て直し、内容の修正等をやつて、一日も早く、協同組合が維持でき、発達して行くような案にもどしたいと考へておるわけであります。なおお話が、協同組合だけやつてはいかぬ、農産物の価格をどういふようにして維持するかという問題であります。この問題につきましても、かつて幾たびもお答えいたしました。現在はいろ／＼御議論もありませんけれども、農産物の生産の過程において必要なる購入資材というものと考へ合して、農産物の価格が決定されておるわけであります。これは消費というものと生産というものを、統制の上において責任を持つ今日の段階においてはやむを得ないのであります。今後自由貿易になりまして、外国からどん／＼と安い農産物が入つて来るということになれば、たちまち日本の農村は脅威を受けることは申し上げるまでもないのであります。そういう場合には、適当な処置をとることは当然であります。しかも今日までは、従来の内閣がやつて来ましたが、食糧生産のために農業経営を犠牲にして参つたのであります。農業経営の立場から考へて、こういうふうな経営をいたした方が経営の上において合理的であるといふことであります。食糧増産のためにその犠牲を没却せしめて、食糧増産に努力させて来たという事実、これは御承知の通りであります。しかし今日は、その当時のこと食糧が、国内の食糧生産がふえたというわけではありませんが、食糧確保の獲得の道がよほど楽になりましたために、ここにおいて私は農業経営本位にもどすべきである、かように考へて、養蚕

の有利である地方には養蚕を復興いたします。また花卉園芸を農業経営に取入れた方がいゝという地方においては、花卉園芸なり、いろ／＼な特殊作物の栽培に経営の面をこえて行くといふことにつぎまして、農業自体の経営を主眼として、合理化に持つて行くといふことではなければならぬと存じておるようなわけであります。

〔松浦委員長代理退席、委員長着席〕

五年計画、十年計画という計画を持つて進んでおるわけではありませんが、決して場当たりでその日暮しの農業政策を持つておるというわけでないことは、どうぞひとつ御了承願ひたいと存じます。

○井上委員 最後にこの点明瞭にしておきたいと思ひますが、農産物価格の維持の問題について、一番やつた問題は、御存じの通り供出完了後自由販売にするかしないかということ、常に議論の中心になつております。湯河原会談においてもその通り、最近またいろ／＼記事に出ております。その通り、大臣は一律雜穀は完全に割当通りに買い上げるか、供出後は自由販売にするかしないか、それから麦も供出後は自由販売にするかしないか、この米麦の供出後の問題について、一体どういふ考へ方を持つておるか、この際明確にしておいていただきたいことを、お願いいたします。

それから特にこの際何つておきたいのは、私はこの間農林委員会から農林五公団の視察に参りましたときに、外麦の製粉及び乾麺と言いますか、そういうものが非常にストックをしておるのであります。現状のままで参ります

ならば、おそろ／＼の五月末から六月にかけては、相当製品の中に配給不適品が生ずるのではないかと一危惧が持たれるのであります。また一方種はれたいするが、相当消費地に滞貨してしまつて、この処置をさす十分にまだついていない。これによる損害も大きい食糧の赤字となつて現われるのではないかと見ておるのであります。これに対して、大臣は一体これをどういふ処置をとられるつもりであるか。一方大臣は、この七月か八月になれば、二合七勺ペースを二合八勺ペースに増配するといふようなことも新聞にちらちら報道されておりますが、実際私どもも大事な主食の一部をまつたく腐敗さしたり、あるいは役に立たないような状態にあります。これを増配の面に振り向けた方が、実際はいではないか。こう考へるのであります。腐らしても増配はできないのですか。この点を明確にしていただきたい。

○森岡大蔵 雜穀を供出後はすすかどうかという問題、これは二度くらいお答えいたしたと存じております。もしお聞きなかつたら、速記録を読み返していただきますと、確かに私は二度も三度も委員会でも申し上げております。また本年の麦の供出を自由にするかしないか。この間湯河原会談でそういうようなことも記事がありました。これは先ほどもお断りいたしました通り、私の明年度における食糧政策が確立するまでは、私の意見としては発表をさし控へたい。かように御了承願ひたいと存じます。なお公団を御視察くだつたのであります。何分八千万の畜生ののど元を預つておる

公園といましては、ときには思わざる不調法も勃発して来るわけでありますが、もつたない食糧でありますから、できるだけ腐敗のないようにばれいしよのごときも、これが總會配給の面に向かないというものについて、特別の処置として八百屋の方にこれを処理するという方針をとつております。

また粉の問題であります、粉は本年の三月まではすでに計画ができておりましたので、色の黒い粉の配給をいたしました、今御承知のように粉の精白度を高めて参りましたので、四月よりは小麦粉のごときは八〇%に引下げまして、いい粉を配給するといふ方針を持っておりますので、もしこれらの以前の古い粉が余るといふようなものにつきましては、適当に加工方面にこれを融通いたしまして、そして食料特別会計に、できるだけ損失を来さないように努力いたすよう、指示いたしておるわけでありませう。

○小笠原委員長 それでは農林協同組合法の質疑を一時とどめまして、この際蚕糸価格安定に関する法律案起草小委員長より、その小委員会の経過について特に発言を求められております。これを許します。八木君。

○八木委員 去る三月十五日日本委員会におきまして選任決定せられました、蚕糸価格安定に関する法律案の起草小委員会は、すでに法律の立案起草を了したのであります、この際私どものこの法律起草にあつて考へて参りました経過並びに結果について、御報告を申し上げたいと思つております。わが日本の蚕糸業は、一八五九年に

わが国が横浜開港以来、輸出産業として格段の発達をして来た世界的産業であることは、いまさら申し上げるまでもありません。この間九十二年、まさに一世紀になん／＼とする蚕糸貿易の発達史におきまして、最もその特異性と認むべき点は、蚕糸価格変動の波が非常にけしき、あるいは高く、あるいは低く、單に日本国内のみならず、世界の景気現象の上におきまして、きわめてデリケートな、きわめて鋭敏な動きを示し、その都度ときの政府や業者が、最も適切な国際取引の繁栄に資する国内対策を立てまして、万全の処置をとつた相当の成果をあげて参つたという点でございまして、このことは歴史の裏証するところでありませう。しかるに現下のわが国蚕糸業は、この宿命的とも言うべき蚕糸価格の異常なる暴落、暴落を手放しにしておりますので、これが国内的にも国際的にも、大きな関心事となつて論議されるに至つたのであります。すなわちごく最近において、国際的問題となつたことを御紹介申し上げますならば、去る三月三十日のローマ特電、ロイター通信によりますれば、国際シルク協会の運営委員会におきましては、三日間にわたる討議の結果、三月二十九日閉会いたしました、世界の蚕糸業を振興させ

るため、日本を含む世界各國間に蚕糸価格の安定協定が近く締結されるものと期待せられ、なお本年の十月、ニューヨークにおいて国際絹織協議が開催せられる際、一層具体的に、世界三十二箇國の絹織業者の協定をもつて、世界蚕糸価格の安定運動を展開するものと見られておるのであります。現在の日本は、生糸の生産國といしまして、

世界生糸生産高の八〇%、約八割の生産を占めておりまして、世界の蚕糸需要國たる三十餘箇國の国際絹織協議の、熱心にして切実なところの要望にこたへなければならぬという立場に立つ次第であります、国内的にもすでにこの問題は取上げられて、政府においても民間においても、いろいろと論議されましたが、まだ実行具体策の見るべきものがなかつたのであります。国会においても、第二次吉田内閣當時に、第四回国会の院議をもちまして、衆議院は「蚕糸業安定緊急対策に関する決議」をいたしまして、蚕糸価格安定制度の早急な実施を期待したのであります。しかるに今日に至りましても、なお本問題の解決を見るに至らざりしゆえんのものは、これが対策立案の経過的措置を検討して見ますと、繭糸価格安定対策の行方方法論におきまして、たゞ／＼日本経済復興の諸原則にもとづき、こゝういふ推論のためであらうかと思はれますが、これは日本蚕糸業のためばかりではなく、世界絹織業発展のために、まことに遺憾千萬に存じますので、今回私どもはこれらの点を特に深く掘り下げまして、調査研究をいたし、第一には、企業、貿易の自由の原則を尊重し、この制度が企業、貿易の自由の原則を制限した

り、これらに政府が干渉したりするものがないようにするものもあつて、結果において、蚕糸価格の異常なる騰落を除去することにより、自由経済の運行と、自由貿易の円滑な促進に資すること。第二に国際商品たる生糸に對し、政府が直接にも間接にも、この制度の結果として補助金を與えたり、援助を與えたりするということにならな

いという原則に立脚すること。第三に、ダンピングや不正な競争方法を行わないという原則を守りまして、積極的にダンピングを防止すること。以上の三点は特にわれ／＼が最善の考慮を拂ひまして、深甚の注意と努力を傾けて、立法起草に當つた点でございまして、日本の経済復興は貿易の振興にあり、貿易の振興は、国際商品たる生糸のごとき日本独自の世界的特産品の輸出振興をはかることが、最も捷徑であるとの確信から、さらには日本経済の復興を促進することを希望せられる立場に立つならば、何人によつても正しく理解し、認識せらるるであらうという確信をもちまして、蚕糸貿易振興上ぜひともなさなければならぬ、繭糸価格の安定をはかるこの立法措置をとることとしたのであります。わが国は、今、国をあげて安定より復興へと努力しております。この際蚕糸価格の安定により生糸貿易の振興をはからんとすれば、一日もゆるがせにすることができない重大問題でありますので、まさに掃き立てられようとしております今年の春蚕からこの法律を施行いたしまして、養蚕にいそしむ全国三百万人の農村婦女の皆様に初め、製糸工場経営者三百人、ここに働く労働者七万人はもとより、横浜、神戸の生糸問屋及び生糸輸出業者等、全国津々浦々から、顔を見ればこの法律案はどうなつたかと寄せられて参ります諸君、陳情の輿論にこたへまして、ここに本法律案を国会に提出する一切の用意を了して、起草を終つた次第であります。

次に本法案の内容についてでありませう、これは各委員のお手元にプリン

トといましてお配りいたしました繭糸価格安定案の要綱に基いて御覽願ひたいと思ひます。

以上、本法案の概要について私どもの考へて参つた点を明らかにいたしたのであります、本件は国会において蚕糸業に深い関心を持つておられる衆参兩院の議員から組織されております蚕糸議員連盟が中心になりまして、第四回国会以来、第五、第六、第七国会の現在まで熱心に調査研究して参つた諸般の客観情勢を洞察いたしまして、衆議院農林常任委員会を提出者とする議員提出法律案として、今期第七国会に提案する運びとなり、去る三月十五日以来連日今日までに及んでおるような次第でありまして、ここに立案起草を了したといふことを御報告申し上げ、各位の御了承をいただきますと思ひます。

○小笠原委員長 これにて小委員長の報告は終了しました。この際小林委員より発言を求められております。これを許します。小林君。

○小林委員 ただいま八木君から蚕糸価格安定に関する小委員長の中間報告がございましたが、私は農林大臣に蚕糸価格安定に對する件につきまして二、三御質問を申し上げたいと思ひますが、時間もございませぬので簡単に申し上げます。

ただいま八木君からお話がありましたように、われ／＼国会におきまして、第四回国会以来しばしば決議案等も出しまして、この繭糸価格の安定について政府を鞭撻して参りましたが、依然としてこの問題が解決されておられません。大臣は、先般もこの委員会、私並びにその他の委員からいろいろ御

七

質問を申し上げたのですが、目下この
農産物の安定について、関係方面とも
連絡折衝して、急速に農産物の安定の
方策を立てたいということが、しばし
ば言明されたが、依然としてこの
ことが具体化されておられません。そこ
でわれ／＼農林委員の關係者は相寄り
まして、われ／＼議員提出の形で、現
在ここにありまふような内容をもちま
して、農産金融公庫というふうなもの
をつくつてやつて行きたいということ
を現在進行中でありまして、一体政府
はこれに対して現在どういうお考えで
おりますか。またその数字等の折衝の
模様はどういうふうになつております
か。聞くところによりますと、關係方
面の意向としては、農産物の安定とい
うものは、現在見込みがないというよ
うなお話があつたとか聞いております
が、そのことは事実であるかどうか、
大臣の御見解並びに折衝の経過を、簡
單でよろしくございますから御報告
をお願いいたします。

○農産物安定の問題はま
ことに重大な問題でありまして、委員
諸君の御意見等も再々承つており、ま
た政府といたしまして、かつて輸出
の大宗があり、なお今日の輸出の状況
から申しましても、これを昔日の域に
もどすといふことの必要なことを痛感
いたしまして、この農産物の発達を期
待いたしておるのであります。が、そ
れに従つて、今日なぜこの農産物が振
わないかといふことは、一に価格の不
安定であるという点にあるのでありま
す。何とかしてこれをおちつけたとい
うことは、だれもが考えることであ
ります。が、今日自由な立場におきま
しては、価格の動きも、これが自然の

姿に経済の原則に従つて行くといふこ
とは、これはいかならないことであ
ります。しかしこれは相手のある品物で
あります。いわゆる輸出の品物であ
ります。たゞちに消費地におけるところ
の企業は、ただちに消費地におけると
きは消費地におきましても、生産地
におきましても、その価格の維持され
ることは望んでやまないものでありま
す。しからばどうしてこれを維持する
かといふことになれば、かつて廃止し
ましたあの統制の時代に持つて来れ
ば、これは思ひ通りに価格が維持され
るのであります。これを自由な立場に
おいて、しかも統制でやつておつたよ
うな価格を維持して行こうというところ
に、特別な操作の必要があるのであ
ります。これをいかにしてやるか、こ
れが独占禁止法等のいろいろの制約が
あるもので、そこに困難な点があるので
あります。もとより政府といたしまし
ても、この問題について無為に経過い
たしては行かぬわけではないのであり
ます。しかし委員諸君が非常な御協力に
よりまして、今委員長報告がありまし
ました。一応の案をお立てください
ましたことは、まことにこの農産物
格維持のために、非常に仕合せに存ず
る次第であります。内容等については
まだ詳しく承つておりませんので、検
討を加えなければならぬと思ひます
が、司令部におきましては、今申し上げ
ましたように、独占禁止法の立場か
ら、あるいは統制を解除せしめたとい
う立場から、これを強力なる法的措置
において行かうといふことは、同意は
いたしません。しかしアメリカの企業
から考えますれば、どうしても日本の

生糸がある程度安定しなければなら
ない。こういう両道にかかつての考え
があると思ひます。従つてぜひともこ
れは安定させるということ強く主張
する面もあり、さうなことは自由経
済にそむくのだといふことを考える面
もあるものであります。司令部の考
えが必ずしも一致いたして、おりませ
ん。こういう内容に処しまして、政府
といたしましては、何とかしてこ
合理的な価格の安定策がないかとい
ふことは、今日まで研究を続けて参
つておるわけでありまして、政府にお
いて、必ずしもその策なきにあらずで
あります。幸い小委員会において一
府の御決議を得られたのであります。か
ら、この問題につきましても十分検討
を加へまして、皆さんの立法院の意思
に沿うようにいたしたい。また政府の
考えも皆さんに研究の結果を申し上げ
まして、さらに御協議をお願いいたし
たい。かように考へておるわけであ
ります。決して司令部におきましては、
全然さういふことをしてはならないと
いう面のみではないのであります。ま
してはならないといふ面もあり、また
しなければならぬといふ面もあるこ
とを懇々承願いたしたいと思います。

○小林(通)委員 大田の答弁が大体わ
かりました。私はさういふふうには
解したいと思ふのです。政府当局で
は、農産物の安定の方策は、一案、二
案、三案、四案といふ／＼あるけれど
も、現在のところは、いづれもまだは
つきりしてない。そこでわれ／＼議員が
つくりましたこの農産金融公庫とい
うような形でやつて行く、これに對し
ても研究してやつて行きたい。これも
で、大体さういふような形も政府で
も御研究のことと思ひますが、今後と
もわれ／＼のこの案がばたして關係方
面から得られるかどうかはわ

かりませんが、幸いにして得られまし
たならば、政府は責任をもつてこの農
産物の安定をやつてもらいたいとい
ふのがわれ／＼の考へであります。そ
で私はこれ以上大臣を追究すること
をやめまして、一応この農産物の安定に
對するわれ／＼の案が、現在關係方面
等に折衝中でありまして、この際八木
小委員長に伺いたしたのであります。が、
これをすてに、さうして出したい
ものであります。が、依然としてその反
響がない。さういふことでは、先ほど
小委員長も説明の中にも言つておられ
ましたが、すでにここの春蚕ももう
掃き立てております。値段がどうい
うふうになるか、私は特に最近の食糧問
題と關係いたしまして、食糧事情も相
当緩和して参りました。外國の食糧も
相当入れるといふようなことになりま
す。農家はむりをして食糧をつくつ
ていたものを、換金作物に転換をしな
ければならぬといふことが、相当強く
考へられておりました。すでにわれわ
れが経験をしておる最も手近かな農
産物に、早く移りたいといふ考へはあ
りますけれども、この農産物に移つた
ところがまた値段が暴落してしまふと
いふようなことでは、たいへんなこと
になります。多少異論はあつても、
とにかく早く農産物の一つの形で安定
するといふ立場において、早くやつて
もらいたいといふのが農民の聲であ
ります。で、この間の消息を早く知りた
いのであります。委員長がその方面に
關係を持つておられるようでありま
す。が、その点をはつきりいたしません
で、われ／＼委員としてはいつとして
おられないので、至急この問題を解決
したいといふのがわれ／＼の意思であ

りますから、この間の事情をお考えになりまして、至急やつてもらいたい。そこでその間の見通しその他があらわしたから、この委員会にあわせて御報告を願いたいと思つております。

○八木委員 各委員より御熱心なる御要請でございますし、私どももいたしまして、すみやかなる機会においてこれが立法的措置が取進びがつくように極力努めたいと思つております。どうぞ御了解の上御協力を願います。

○遠藤委員 ただいま小委員長から御報告があらわされましたが、この問題は全国の養蚕農民から見ると、きわめて重大な問題であります。ただいま小委員長から報告があらわされましたが、すでに春蚕の時期が来ております。一日もすみやかにこの法案を成立させることが、われ／＼国会としても最も重要なことであると思つております。

つきましては、ただいま小委員長から報告があらわしたこの法案を、一日もすみやかに本会議に上程できるように運びをつけていただきたい。私どもは委員会の一員といたしまして、その日の一日もすみやかならんことを特に念願するものであります。

なおこの問題については、ただいま農林大臣からも、非常に熱心にやつておられるというお話があらわしましたが、政府当局におきましても、格段の御協力を願ひまして、国会と政府と一体になつて、この問題の解決に突進して参りたい。特に小委員長には、まことにたいへんな仕事でありますけれども、一日もすみやかに本会議に上程せられて、そうしてこの法案が成立されるように御努力をお願いしたいということ

を、特に要望申し上げておく次第であります。

○小笠原委員 ただいまの遠藤委員の御発言は、養蚕価格安定に関する法律案のすみやかなる提出をせられたいとの趣旨であると思つております。つきましては、本委員会といたしましては本法律案を可決的すみやかに提出するよう小委員長に要望したいと思つておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小笠原委員 御異議なしと認めます。それではさよう決しました。午前中の会議はこの程度にとどめまして、午後三時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩
午後三時十九分開議
○小笠原委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題として質疑を継続いたします。吉川君。

○吉川委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案について、農林大臣に二、三の点について伺ひをいたします。

昨年の春、日本の農業協同組合の現状並びに将来の見通しからいたしますと、きわめて困難なる見通しができるとであります。これが救済のために、農林関係の公団をすみやかに解体いたしました。これの業務を農協にやらせたいか、これがどうかということ、これを申し上げたら、これに対して農林大臣が、農協は二、三年後には整備拡充されてつづける。現状においては、誕生なお日浅くしてきわめて薄弱

なものであるから、かくのごときものにすみやかに公団の業務を担当させることはできない。こういうふうな御答へになつたことを、賢明な農相はまだ御記憶であると思つております。私、当時、一年半か二年後には、農協は相当つづけるものができるであろうというのを予見されたいと思つて、不幸にして私の予見と大体一致しておるような現況にあると思つておりますが、その後の農林大臣の御見解はどうか。

○農務大臣 私は農協が今日あるといふことは、必ずしも予想をせなかつたわけではないのであります。しかし農協の今日の現状は、経済関係等によりまして急テンポにその弱体性を暴露して来たのであります。これもまたつた予期に反した現状と想つては、その公団の廃止につきましては、その公団の種類のにもちろん異なりますけれども、主として農業生産者が売主であり買主であるという公団の方が多いのであります。この公団の取扱ひ事務を民主的にいたす場合において、公団の事務を協同組合にやらすことは、もちろん当然のことであると思つております。しかしながら協同組合に單獨にこれを許すことは、御承知の通り、いろいろな制約のためにでき得ないのであります。しかし農業協同組合を有力な今後の公団にかわる団体と考へなければならぬし、またさうであるべきであるように思つております。今日の農協の現状が、いかうなるにせよ、この考へ方においてはかわりはないのでありますから、農業協同組合をこの際一層強化いたしまして、改むべきところは改め、ほんとうの農業協同組合の姿に、一日も早くとりもどすことを、何をおいてもやるべきだと考へておるわけであります。さきに申し上げた気持も、現在農業協同組合の公団廃止後の事務取扱ひに對する考へ方も、まつたくかわつておらないわけでありました。

○吉川委員 私は、大臣がおつしやるように、農協をすみやかに拡充整備いたしまして、この公団方式にかわるどころの、民主的な自主的な統制の方向に持つて行くことが、今後ますます農民の経済を安定させるどころの、唯一の道であると思つております。そのように御配慮願ひたいと思つております。

農業協同組合が、今日のようにな不振な状況に陥つた原因については、先ほど政府委員である農政局長から二つの原因が述べられました。一つは外からの関係、というところは経済情勢の変化のために、組合の業務が不振になつた、農産物価の下落によること、農家の負担が増大したということ、組合内部の関係から申しますと、経営がきわめて適当でない、まずい経営であるということ。統制時代の頭をもつて、まだ当時の考へ方で、十分な熱意を持たなかつたというようなことが、この農協不振の原因を招いてゐるのだというようなことを言われまして、本日午前中も、同僚議員の井上氏から、農協の不振の原因は、これは政府の農業政策というものが適当でないために、こういう結果になつたのであつて、農協一つの問題を取上げて考へただけでは、この問題の解決はできないというやうなことを、るる申されたのであります。これはいづれも私は肯

定せざるを得ないのであります。しかし私の考へるところによりまして、農協の不振の原因をなすものの重要な問題は、ただいまの日本の農業協同組合というものの持つ性格が問題だと思つてあります。従つて日本の農村経済の振興に非常に貢献されたところの産業組合法は、これはライファイゼンの農村協同組合、ドイツの農村協同組合の方式を、先覚者である平田東助、品川彌二郎というやうな人々が日本に持つて参りまして、明治三十年来よりそれが発足を見、政府も民間もこの問題に對して非常な情熱を傾けて、これの発展のために苦心せられたことは、史に明らかなのであります。しかし、この法の性格たるや、北歐のあの貧しい農村の経済を復興させるために生れたところの、ライファイゼンの農村協同組合の性格は、あくまでも政府の助成によつて、政府の援護によつて発達したものであることは、私が申すまでもないのであります。その性格が日本に依りまして、日本においても、政府の非常なる援助によつて非常な発達を見て来たのであります。しかるに今回の農業協同組合法は、これはワシントン法案とも言われるくらいに、アメリカ的な、においが強いのであります。申すまでもなく、アメリカの協同組合は、その源を英國に発するものであります。英國のドッチ・デールの協同組合の性格が、アメリカに持ち来され、しかもあの広大なアメリカにおきまして、アメリカ人の開拓魂にうまく結びついて発展をして来たものであります。そのアメリカ的な性格を持つた、すなわちドッチ・デールの性格を持つたものを日本へ持つて参りまして、

日の農業協同組合になつておる、そのドッチ・デールの性格というものは、められたのが初めだと言われており、それが、それに見られるように、これは組合として労働者の間に発達をして来た。そして政府の援助なくして、自主的に、自分たちの生活は自分たちで擁護して行くのだというところから生れて来て、しかもアメリカの開拓魂と結びついて来たものでありますので、これは非常に自主的な性格を強く持つてゐるものであつて、あくまでも自力本願である、他力本願の性格はきわめて薄いのであります。そういうものが今の日本に持ち来られた。しかるに日本、特に農村の現況はどうであるかと申しますと、敗戦後四二%からの国土を失ひ、資源といへば戦争中にほとんど使い果されて、言うに足りない状況であります。人口のみにたらずに多主的な協同組合そのものをもつて発展を期待するといふことは、きわめて困難であることを申し上げるのであります。しかるにアメリカのような非常な広い土地と、ゆたかな資源を持つた国において発展し得るような、そういう協同組合の精神を日本に持ち込んで、そうしてこれをほとんど手放しに日本に発展をさせて、農村経済を安定し、農民の社会的経済的地位の向上を考えようといふようなことは、これはきわめて困難な問題であります。それに対して、私は日本は日本として、かつて日本において日本の農村経済に貢献したところのあの産業組合の、あのドイツのライフ・アイゼン式な、ああいう考

え方をもつと日本の今の農業協同組合の中に、取入れて行かなければならぬと思ひます。しかるに政府の組まれたいと思ひます。その予算等を拜見いたしまして、その作文は、きわめてつまらない作文が書かれておられますけれども、盛られておられます。その予算に至りましては、まことに話にならない状態なのであります。一体政府はどういう考へ方であるか。この農業協同組合の発展、発達をやらうと思ひになるのであるか。農林大臣は、口を開かれるたゞごとくに、農業協同組合の拡充整備は、農村経済の安定のために、きわめて重要なものであるといふことをお話しやるのであります。その点について、私はどうも納得が行かないのであります。ひとつこの際、大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○農林大臣 いろいろ外国の例をあげての御質問でありましたが、日本の産業組合の発展の経路を考へてみますると、お説の通りの経路を踏んで参つたのであります。しかし日本におきましては、あそこまで産業組合が発達いたしましたゆえんのもの、いろいろ原因もあるであらうと思いますが、あまりにも農業者が商工業者の搾取を受けておるといふこの段階において、政治の面から、農業者に対する考へ方が政治的に扱われて参つたわけでありまして、従つて産業組合の生れましたことも、またその発達いたしましたことも、決して農業者が産業組合の必要性を痛感して、みづから組織して、みづからの力によつてこれを行つて来たといふ、正しい道は通つて来なかつたのであります。由來日本の今までの政治のやり方が、官僚政治の典型と申しますか、

いわゆる中央集権によつて、あらゆる権利を中央が握つておる。そうして國民に臨むにあつたつて、自治体といふことを口では言ひながらも、やはり依存せしめる。いわゆる知らしむべからず、依らしむべしといふ、この式によつて勢力を伸ばして来たといふのが、長い間の日本の伝統的政治でありました。従つて産業組合を日本に取入れましたことは、まことにけつこうであるが、この産業組合をこの方面に利用して、そうして一に助成、一に補助、一に指導という、この政府のいわゆる官僚的な支配下に置くといふことによつて、自己の勢力を伸ばして来たといふのが、今日の産業組合でありまして、遂にこれが発達いたしました。反産業運動となり、商工業者の反発に面くらつて、さらにこれが農業会、商工会と分離して参らなければならぬやうな、いわゆる商工業者と農業者とが、対立するといふやうな経路をもつて、今日まで来たのであります。かようなことであります。なるほど一時的には産業組合もつばな発達をいたしました。そうしていかにも産業組合ならざれば、夜も日も明けないうやうな情勢になりましたが、それは絶頂であつて、すでにその当時には病膏背に入りまして、組合の幹部と組合員とはまったく離反しておる、いわゆる組合員の組合でなくして、組合の幹部の組合であるといふやうな姿になつて来て、遂にこれが農業会にかつて来たのであります。しかし農業会といへども、政府の一つの機関として、強制加入の方式のもとに農業会を組織せしめ、そうして政府の勢力のもとに、農業会の

活動を思ひ存分にやらして来た、こゝういふのが農業会のやり方でありまして、まづたぐ一つの官僚的な農業団体として認められて来たのであります。これが今日日本の今までの独善的、あるいは保守勢力と申しますか、反動思想と申しますか、その温存地帯となつておつたといふことは考えられるのであります。今度の民主主義的政治を行つた上においては、さうな堅持であつてはならない。ここに根本的にこれを自主的に改めて、そうして農業者が、あるいは商工業者が、みづからの業態を発達せしめるために、自分らの仲間が集まつて、そしてそれからの制約を受けないで、法のものと組織して行くといふ、この組織に改めたのが農業協同組合であります。従つて今の農業会のことを考へ、産業組合のことを考へますと、まことにかつて違つております。政府は何らの助成もしない、何らの保護もしない、そうして協同組合が農業政策を行う唯一の推進体であるといふやうなことを言うのは、おかしいではないかといふことも考えられます。今まで、つえをし、柱を立てて、支柱によつてよく保たれて来たといふこの組織ではない。まづたくつても柱もなく、ふた葉のうちから独立歩で、自分の力で進んで行くといふ組織でなければならぬ、かゝうに考へるのであります。農業協同組合、漁業協同組合等の協同組合の組織がそこにあるのであります。従つて強制加入ではありませぬ。加入税退自由な立場に置かれておる、まだ一村に於いても、二つでも三つでも四つでも、その意思の合うものが組合をつくるて行くといふ、自由な立場に置かれ

ておるのであります。ただ今日のこの情性で申しますか、昔の夢さめずして、そういう力のないものをほつたらかしておいていかぬではないかといふ御批判も起るうちは存じますが、協同組合法の根本精神が、そこにあるのであります。それから、あくまでも私は今までのような産業組合、農業会といふものの編成がえでなしに、新しく協同組合という精神が生まれて来たといふことではなければならぬと、かよに考へておるわけでありまして。

○吉川委員 私は農業会が昭和十八年以來誕生いたしました。それが非常に官僚的なものがあつたといふことは、大臣のお説にまづたぐ同感でございます。これは産業組合、農会、畜産組合、茶業組合、養蚕組合、これらの団体が統合されて、そうして戦争遂行に協力するためには、それらの農業の団体が個々ばらばらにあるといふことは、統制をやる上に非常にやりにくいといふので、戦争遂行のためにこれらのもを一本化する必要があるといふことで、強引に一本にせられたのであります。それが下意上達の機関ではなくなつて、上意下達の機関に利用された、そうして戦争遂行のために協力させられた。従つてそれがきわめて官僚的なものであつたといふことは、まづたぐ大臣のお考へと、私は同感でございます。従つて、その前身であるところの産業組合は、官僚的であつたとは私は考へません。むしろ産業組合といふものを官僚が利用して、そうして官僚の勢力を拡充拡大したといふことはあり得たと思ひます。これはひとり産業組合に限らず、農政全般にわたつての官僚性といふものは、

他の方面に比べて非常に大きいものがあつたと思ふ。といふことは、日本の農業といふものが他の産業から非常に立ち遅れてゐる。日本の農業の経営状態が、きつめて零細な、特殊な、貧弱な状態にあることを、国家の力によつて助成育成して行かなければならぬといふような特殊な條件が、官僚をしてこれに便乗するといふような機会を與えたのでありまして、これは非常に官儀の勢力を強大にしたといふことにはなるであらうけれども、そのために産業組合が官儀的であつたといふは、私は言へないのじやないかと思ふ。それは官儀的な面もあつたと思ふ。封建社会における農村の産業組合運動といふものに、そういう面はあつたであらうと思ふ。産業組合運動によつて、日本の農村の封建制を打破するために、非常に貢献したといふことを見のがしてはならないと思ふ。ただその産業組合が、今大臣のお言葉のように、遂には反産運動にまで至つたやないかといふお言葉でございまして、これは、産業組合のよつて立つておりましたところのイデオロギーが、修正資本主義の上に立つていたといふことであつた。修正資本主義もまた資本主義であります。そこで自分たちの立場だけを盛んにいたしまして、遂にそれが独占化しまして、中小企業の商賈階級の人々と対立をするといふようなことは、当然でございませう。けれども今回生れましたところの農業協同組合は、修正資本主義の上に立つてゐるのではない。零細化された日本の農民が、その零細なる資

本と、零細なる労力と、零細なる力を持ち寄つて、そしてその力の集中によつて一つの事業を営んで行こうといふのでありますから、これは決して資本主義の修正ではなく、もし資本主義の修正であるとするならば、社会主義の修正をも含んだところの、より高次の協同主義のもとに立つた協同組合であるといふことを考えれば、私は今後協同組合の発達には、必ずしもこれと対抗して、商人の反産運動を招来するやうな問題は、絶対に考えられないと思つてゐるのであります。どうか政府もそういう点に十分御配慮願つて、今後この運動のますます発展されるやうに、御配慮を願ひたいと思ふ。従つてこれはあくまでも日本の現状から考えまして、自主的に——自主的に——大臣のお言葉はまことにけつこうでございませうけれども、長い間の日本の農政が、上から下へという助成的な、保護的な政策であつたことになれまして、日本の農民は上からの命令、上からの適しなれば何でも耳を傾けますが、かれらは今やみづから自主的に、自分たちのために自分たちが立ち上つて、自分たちの立場を考えて行くといふだけの能力を欠いておられます。このものに、何でも自主的にという大臣の理想論をもつて臨まれては、日本の農民はともて今後立つて行かれませう。どうしても過渡的には、相当程度のめんどろを見ていただくといふことでなければ、農業協同組合は私のかねてから心配してゐたところの方向へ、落ち込んで行くであらうと思ふのであります。どうぞ、こういふ点に大臣は特段の御配慮を願ひたいと思ふ。さて農業協同組合の不振の原因の第

二点として考えております問題は、もちろん昨日農政局長も申されたやうに、私がたゞいま最初に申し上げた通り、外からの原因としての経済情勢の行き詰まりといふことは、これは午前中井上委員も御指摘になられた問題でございまして、現政府が非常に責任を感じていただかねばならない問題でありますけれども、その問題はだうりますから繰返して、申しませんが、ただ政府の今までのとられたところの誤つた農政のうちの一は、農業協同組合法の、たゞいまその一部を改正しようといふと、第一は、協同組合の連合会の整備を考へていられる。第二は、預金者の保護を考へていられる。その第二点の問題について、私は突に不可思議な感を抱かざるを得ない。なぜかと申しますと、そも、昭和二十二年の暮に、農業協同組合法が公布になりました。そして農業協同組合法が実施されてから半歳を出して、法第十條の改正案が議会上程されたといふこととあります。私もこれはこのときに極力これが反対をいたしまして、政府もこの反対をよくおわかりになりまして、とうとうこれはお流れになつてしまつたのであります。ところが續いて出ましたところの行政措置によつて、協同組合の連合会は寸断されてしまつたのであります。農業協同組合の発展を妨げるどころの、すなわち不振の重大なる原因がここにあらうといふことを、見のがしてはならないのです。法第十條は、あのとき国会でもつて洗淨をいたしまして成立しなかつた。従つてたゞいま施行されておりますところの農業協同組合法に、今回のごとき改

正の措置をおとりになる必要が全然ないのであります。何を曲述つて、このやうな改正をおやりになるのであるか。行政的な措置でもつて業種別の協同組合しかできないやうになつた。それならば行政的な措置をもつて、今までのことが誤つてゐたとするならば、これをお改めになつたらそれで済むことなのである。なぜこの法律の改正までして——第十條を現行法のままで行くならば、これは協同組合の連合体は、農村恐慌に対処するためには、どうしても総合的な力をもつて、この恐慌に対処しなければならぬといふか、あるいはまた業種別に連合会をつくつて進んで行くことの方が能率的であつて、効率的であつて、協同組合の発展のためにはこの方がいいのだと、組合員である農民が考へるならば、組合員の自主的な意思によつて、民主的に組合員が考へて、そしてその適當な好むところを選ぶことができる、この任意に選ぶことができるやうな状態に置くことが、きつめて民主的。しかも農業協同組合法の精神であります。この精神を蹂躪して、法の改正に手をつけないうで——單なる行政的な措置で業種別に分断をさせたといふことは、協同組合法の精神を蹂躪し、民主的な農民の発達を妨げるどころの大きな原因である。従つてこれが農業協同組合の不振の一大原因になつておるといふことを指摘せざるを得ないのであります。政府はこの法案を御提出になるのを、おやめになつて、むしろ行政的な措置をおとりになつても済む問題であります。が、この問題について、どういふふうにお考えでございませうか、その辺の御所見を伺ひたいと思ふ。

○森岡務大臣 協同組合法の実施以来行政措置をとつて参つたにつきまして、私は、私がその内容を詳しく申し上げなかつても、吉川君は御了承になつておることと存じます。先ほど来いろいろ御意見が発表されましたが、ごもつとも次第であります。行政措置で来たものなら行政措置でいいじやないか、何もいまだ法律の改正をしなくてもいいじやないかといふお話、ごもつともであります。しかし行政措置をせざるを得なかつた事情、また行政措置を続けおつては、かえつてこの協同組合の方針を不明瞭にせしめるといふことで、許される範囲内において、法的改正によりまして、協同組合の組織の内容をこの際明確にするといふことが必要と考へて、この提案をいたしたのであります。決して吉川君のお話になつてゐることを、こちらが気づかぬのではありません。またそうしてやつていふことが、これは誤つたやり方であつたかもしませんが、日本の現在をいたしましては、そうせざるを得なかつたのであります。今回の改正につきましても、なおもう一歩進んで、これを簡素化する方方法も考へられないのではないのであります。しかしながら今日いろいろの事情のために、この程度にしかこれが法律の上に表現し得ないといふ事情であることを御了承願えれば、この法案提出のやむを得なかつたといふことも、御了承願ふことと存じます。

○吉川委員 私はまことに残念に思うのですが、行政的な措置をとらなくとも、了承を得て議案へ提案されて、国会を通して農協法が、施行されてか

ら半年を出して、法第十條の改正を余儀なくされたということが、私にはどうしても解せない。しかもそれが国会で審議未了になるや、それにかわる行政的措置をとられたということ、私が、私にはどうしてもわからない。それも日本の農村の民主化のために農業協同組合が制定されたわけなので、しかもその元を尋ねてみれば、農地の開放によつて農村は零細化される。零細化されたところの農村をそのままに放置すれば、ユーゴスラビアの他にあつたように、十数年ないし二十数年を出して、また地主が台頭し、小作人が生れてしまふ。同じことを繰返すような結果になるから、農地開放によつて零細化された人口が、ここに生きて行かれるようにするために、その裏づけになる方法としてこの協同組合がいいのだということ、これが誕生した。しかも農業協同組合の発達のためには、関係方面では、しばしばいろいろと御注意をくださつて、そうしてこれが発展のために助言をされて来ているのであります。その農業協同組合、農地開放すべて農村の民主化を考へての問題であります。しかるに政府の行政的な措置によつて、農業協同組合は、しかもその連合会は業種別でなければならぬということになりますと、各地方のボスが、やれわれわれのよつて立つ場所ができたということ、非常にこれを歓迎いたしました。そうしてその連合会の会長、副会長をねらつて、彼らは会長、副会長に納まつてゐる。彼らボスの温存機関となりはてゐるこの現実を、政府はどう考へられるのですか。そうして、それらのボスが温存せられることによつ

て、日本の農村の民主化が非常に妨げられて来たということは、もし関係方面の關係である行政的措置がとられたとするならば、関係方面の御期待とはまつた矛盾した結果が生れてゐるということ、関係方面をして御認識していただくように、政府の御配慮を願わなければならぬと思つてゐます。そういう結果が生れて来ている。そういうボスどもの温存機関となつてゐたというところは、依然として上の方の連中の言ふことに動かされるところの農民、すなわち組合員が、まだ旧憲法時代のような物の考え方を持つてゐるというところでありまふ。これら農業協同組合をいかに民主的に運営されよう、といふ規定をつくられても、昨日小平議員からも、農村の民主化は協同組合の民主的運営の問題にあると言及されておられますけれども、これはいくらうつばな法案を作文されましても、農村の民主化といふことは、その本質を改めるような努力が拂れない限り、百年河清を待つがごとしだと思ひます。これに對して、昨日農政局長は、啓蒙宣伝以外にないのだということ、御指摘になられましたけれども、この点はまことに同感であります。啓蒙宣伝も必要であります。それよりも、行政的措置によつて農村の民主化をはばむといふことはこれは誠に慎まなければならぬ問題でありますから、今後この点に御留意を願ひたいと思ひます。

その次に、私は農業協同組合の不振の原因の第三点といつたしまして、これは各議員からも御指摘になつたことと思ひますが、日本の農業協同組合の組合員並びに常任役員、あるいは協同組合に従事する人々も、あげて協同組合のいかなるものかを解しておる人が、きわめて少いといふことであります。これが協同組合の発展を妨げてゐる。協同組合に、ただいまだ従事しておられる人々を見ますと、かつてこれにきわめて似たところの産業組合運動に骨を折れた人々は、これはもうたゞい役職員になられるような方々ばかり、村長とかあるいは在郷軍人の分會長とかいふようなことを兼務された人々が多かつたために、ほとんど追放にかかつておられます。あるいは故人になつておられます。今残つておる協同組合運動の幾らかわかる人々は、きわめて寥々たるものであります。その他の人々といへば、それは大部分、協同組合といふもののいかなるものかを解しない人がきわめて多い。そのためにたゞいまの協同組合の運営を見ておられますと、自分が協同組合の役員になつて、現職中にはきわめて協同組合運動に熱心でありますけれども、一たび協同組合の役員を去られますと、また今度反農協的の立場をとつて、そして、協同組合の増資の問題等の妨げをなしておるといふような現実を見ましても、明らかな点であります。農業協同組合の本質がわかつたとするならば、おそらくそれらの人々が役員を去られても、協同組合の組合員である限りにおいては、かわりはないのでありますから、協同組合といふものには對して、もつと協力的でなければならぬ。そうでないといふことは、協同組合といふものに対する理解が少いといふこと、あるいはないといふことになつておられます。ここにおいて協同組

合の発展をはばんでおります。協同組合の発展を考へるためには、私は第一に農協の性格をよく理解すること、政府の農協に対する不当なる干渉を排除すること、そして農民の協同組合に対する関心を、もつと高めるような施策を考へるということ、この三点がきわめて重要な問題であらうと思ひます。農民の農協に対する関心を高めるためには、政府が格段の配慮をしなければならぬ。政府の本年度の農協に対する予算を見ますと、ほとんどお話しにならない程度の予算であります。これについて私は、農林大臣に特に伺ひしておきたいと思ひます。アメリカでは、今日農業協同組合の問題について、哲學宣傳、教育事業がきわめて熱心であります。三千五百の高等学校の八割は、協同組合の理論と實際との問題について、課目として取上げておられます。しかも日本では、全日本の中に、農業協同組合のない町村は一つもない。ある村のごときは三つも四つもあつた。しかし町村の経済の中心をなしてゐるこの農業協同組合の問題について、どの高等学校に、どの中学に、協同組合のことを正課として取上げておる学校がありますか。また高等学校の先生や中学校の先生にして、協同組合といふものについて、理解を持つておる先生は一人もない。協同組合の組合員の子供を預かつておるもの先生たちは、協同組合がいかなるものかを知らないやうな状態にある。このきわめて重要な問題について、高等学校なり中学校に、正課として協同組合の理論と實際といふやうな学課を取入れるお考えを持たれるかどうか、その点をひとつ農林大臣にはつきりお伺ひ

しておきたいと思ひます。
○森岡務大臣 いろいろ御高説を拜聴いたしました。先ほど現内閣の政策が悪いからとか、この法の改正について無定見であるといふやうな御批判もあつたのであります。御意見を伺つてみますと、オーケーの必要なこともおつしやるし、関係方面といふこともおつしやるのであります。日本は今日の政治の實際におきましては、やはりオーケーももらわなければならぬ。し、関係方面との交渉もせなければならぬ。御意見にあつたやうなこともやむを得ないこともあることは、御了承になつておることと存ずるのであります。
第二点の御質問として、協同組合の役員がボスである。あるいはまた職員が無能であるといふお話でありましたが、中にはりつばな職員もおります。組合の役員もおります。政府はいたしましては、あくまでも干渉はいたしません。干渉すべき性質のものであります。干渉は組合員の自覺で、何をしておいても私は組合員の自覺である、こゝろの思ひであります。そういふうふうボス的なものを選挙するところの組合員、また無能な職員を理事、監事にあげるところの組合員、その組合員自身が協同組合の組織と関連がないからであります。これは、私は、まづもつて組合員自身がさうな自覺をされた上において、初めてりつばな協同組合ができるのだと思ひます。政府といつたしましては、職員の事務的な、あるいは協同組合精神の徹底に、講習も開き、指導もいたしておることは御承知の通りであります。決して干渉はいたさぬつもりであります。なおこ

の協同組合精神の教育についてであり
ますが、これはひとり協同組合関係の
みならず、今日の学制制度が非常に画
一的になりまして、子弟をしてどこに
農業を学ばしめるかというところに、非
常に私は痛心をいたしております。昔
の農学校や、農林水産学校等が廃止さ
れて、画一的な中等学校、高等学
校となつたために、初級の専門知識を
得ることが非常に困難であります。こ
れは今日の学制制度の欠陥とも言い得
られると思ひます。今後教育制度の緩
和の上においては、今お話のような協
同組合精神の徹底、あるいは農業知識
の徹底ということについて、一段の考
慮を、私は政府として考へて行かなく
ればならぬと存じております。

○小笠原委員 吉川君、大分時間も
たちましたし、御意見のところは討論
にまわして、質問に重点を置いてくだ
さい。

○吉川委員 委員長の注意があります
から、意見はもうやめます。

今のところでもちよつとお伺いしてお
きますが、文部省とお話合いになつ
て、高等学校に協同組合の理論と実際
というような課目を持たせるような御
努力をお願いいたしますが、そうい
う御心配は願えませんか。

○農務大臣 教育制度のことは私は
門外漢であります。今は教育委員会制
度になつておりました、政府自体の意
見を現わすことも困難な状態にあるの
であります。しかしながら、学制的根
本を定めるのは、やはり政府の責任で
ありますので、今後先ほど申しまし
た、ひとり協同組合のみならず、あ
らゆる産業方面の知識の徹底というこ
とについては、学制制度の上におい

て、これを實現するように努力いたし
たいと考へております。

○吉川委員 次にお伺いする前に、大
臣が今、私が農協にはボスがあり、無
能であると言つたというお言葉がござ
いました、全部が全部ボスであり、
無能であるというわけではございませ
ん。そういう人が非常に多いというこ
とは事実でございます。それから政府
は預金者の保護としての政令を出すこ
うなことを、條文に制定しようとなさ
つておいでになるのでありますが、た
しかに預金者の保護として考へれば、
ただいま組合員の預金を、農協で相当
程度農村工業とか、あるいはその他の
業務の關係に流用をして、あふない経
営をしていけるのを私を見ておりますし
つてこの問題について政府が憂慮なさ
ることはごもつともであらうと思ひま
す。けれどもこの問題は、もしここで
こういふような政令を出され、しかも
一年に一回やる、あの検査規定が持た
れて参りますとどうなるかというところ
と、農協協同組合は相当数つづけてしま
うと私は思ひます。農協協同組合に関し
て、このような政令の出なければなら
ないような情勢は、今申し上げた通り
り、金融難から来ておる。だからすみ
やかに中金を民主化して、そうしてそ
の中金を通じて、農協協同組合の整備
拡充のために、あるいはその行の事
業のために、相当程度の融資をなさる
御用意をなさらない限り、ただこの政
令をつくつて、そうして押えて行くこ
うなことだけでは、監督官庁としては
御安心でしようけれども、協同組合そ
のものがつぶれてしまふということ考
えなければなりません。これに對し

て、農林大臣は格別の融資の方法をお
考へであるのかどうなのか。もしそれ
をお考へにならないでこの政令を出
しになるということであるとするなら
ば、私は農協をつぶしまうことにな
ると憂慮するのであります。この点
よつとお伺いいたしたい。

○農務大臣 これは先ほど申し上
げたと思ひますが、現在の協同組合の
状態で推移するならば、おそらく組合
員自体が自分の組合を信用せまいと思
うのであります。はつきり考へてい
ただかなければならぬことは、預金者
といふものは、組合に金を預けないと
つぶれるからというので預金するの
はない。余剰金を預け、必要な場合
はお互いに貸し合う。こういうことが
信用事務でありまして、そこは協同
組合の力によつて、ある者は預ける
またない者はその預けた金をまわし
てもらう。そこで相互扶助の道が開け
て来るのであります。しかるに預金し
たその預金が固定資産になり、どこか
へ行つてしまつて、通いを持つて行つ
てもスムーズにその預金の拂出しがで
きないというふうな状態でありました
ならば、おそらく余剰金を持つて行く
人はありますまい。出資額をふやすか
何かしなければ、組合の預金はふえ
て来ない。それであつては、せつかくの
信用事業も行われないうことになるか
ら、政令を設けまして、預金者が安心
して預金できるような立場に置くとい
うことでなければならぬと思ひるので
あります。またさういふことができて、
初めて中央金庫は金を貸せるのであり
まして、組合を救済するために、中央
金庫は幾らでも金をまわしてこれを助
けて行くといふことは、今日慈善事業

でない以上はで得ないのであります
す。また關係方面においても、この資
金の運用については嚴重な指令を持つ
ておりますので、もしさうな乱暴な
ことを中央金庫でやるとするならば、
おそらく中央金庫はつぶされてしまつ
て大蔵大臣直轄のさらに嚴重な監督の
もとに置かれるのではないかと。農林省
の管轄下より大蔵省の管轄下に移され
るのではないかと。このことが考へられ
るのであります。金融機關は決して慈
善事業ではない。お互いの信用によつ
て金融をつけて行くのであります。さ
ら、組合と組合員、組合と中央金庫、
この間の信用をもつと高める意味にお
いて、政府はこの政令によつて強化せ
しめることが、この場合も必要である
と考へておる次第であります。

○吉川委員 皆さん大時計をごらん
になるようでございますから、きわめて
簡単にいたしますが、大臣のお考へと
私の考へとは、あるいは見解の相違と
いうことになるかもしれません、私
は今大臣のおつしやつた、力のない信
用のできない農協には、だれも預金す
る人がなくなる。信用状態を確保する
ために、この政令によつて預金者の
保護を考へて行かなければならぬ。
これはよくわかります。よくわかるの
ですが、今の農協に対して、組合員で
ある農民が信頼できないといふこと
は、その運営のまずいところもありま
しうけれども、私の見ておる範囲内
においては、預金者の預金をいろいろ
の事業にまわしてはいるのです。もしそ
の事業にはからの金融が得られるな
らば、その預金者の預金を、さうな
危険な事業に使わなくても済むのであ
ります。それができない状態にあるの

です。中金が慈善事業でないことは私
よくわかつておりますが、不当な貸付
をすることは、それは慈善事業になる
かもしれません、必要とするところ
の資金は、これは金融機關であるので
すから、融資してもらひたいのです。
そうすることによつてその事業の運
転がついて行きますならば、そこからま
わつて来るところの金は、一部分預金
者の預金をこれに流用するとも、必ず
返つて参りますから、預金者に迷惑を
かけることはなくて済むわけです。と
ころがそのめんどろも見ないでおい
て、ただ政令をもつて押えて行きます
と、農協そのものがつぶれてしまふ。
そういう現状にあります。私も村にい
て、農協に關係を持つてやつてゐるの
ですが、これはゆゆしき状態にた
ま立ち至つておるわけです。だから私
は、慈善事業として融資は決して期待
するわけではありませんが、必要とす
るところの融資はやつていただかなけ
ればならぬと思ひます。どうしてそ
うなるかといふことは、こまかく御説
明する時間がかかりますから、遠慮
いたしますけれども、この問題はきわ
めて大事な問題であります。私はもし
この政令一本で押えて行くといふよう
なお考へ方が、預金者の保護であると
するならば、それはむしろ何事もしな
いことが安全であるといふ結果に相
なるだらうと思ひます。予見できるとこ
ろの農村恐慌に對処して、農村を苦境
から救つて行くといふ積極的な御配
慮を、政府でお考へなさるならば、す
みやかに相当程度の融資の方途をお考
えになつていただくことが、喫緊の重
要問題であるといふことを、あえて申
し上げたいのであります。

です。中金が慈善事業でないことは私
よくわかつておりますが、不当な貸付
をすることは、それは慈善事業になる
かもしれません、必要とするところ
の資金は、これは金融機關であるので
すから、融資してもらひたいのです。
そうすることによつてその事業の運
転がついて行きますならば、そこからま
わつて来るところの金は、一部分預金
者の預金をこれに流用するとも、必ず
返つて参りますから、預金者に迷惑を
かけることはなくて済むわけです。と
ころがそのめんどろも見ないでおい
て、ただ政令をもつて押えて行きます
と、農協そのものがつぶれてしまふ。
そういう現状にあります。私も村にい
て、農協に關係を持つてやつてゐるの
ですが、これはゆゆしき状態にた
ま立ち至つておるわけです。だから私
は、慈善事業として融資は決して期待
するわけではありませんが、必要とす
るところの融資はやつていただかなけ
ればならぬと思ひます。どうしてそ
うなるかといふことは、こまかく御説
明する時間がかかりますから、遠慮
いたしますけれども、この問題はきわ
めて大事な問題であります。私はもし
この政令一本で押えて行くといふよう
なお考へ方が、預金者の保護であると
するならば、それはむしろ何事もしな
いことが安全であるといふ結果に相
なるだらうと思ひます。予見できるとこ
ろの農村恐慌に對処して、農村を苦境
から救つて行くといふ積極的な御配
慮を、政府でお考へなさるならば、す
みやかに相当程度の融資の方途をお考
えになつていただくことが、喫緊の重
要問題であるといふことを、あえて申
し上げたいのであります。

という巨大なものが、まったく期限切れになつて、二十四年度は融資ができないという現状であります。その内容について、いろ／＼関係先にも伺つたのであります。これは農林当局の大怠慢であつたと思う。他の関係省においては、積極的に関係当局とも連絡をとつて、資料を提供し、その必要性を説かれておりますから、農業関係以外の面については、相当融資をされることになつております。すなわち電気通信においては四十億、国有鉄道においては十二億、海運には十九億、中小企業には三億というふうに承認になつております。しかるに農業関係は、大事な土地改良の十九億、小水力発電の一億、魚田開発の一億が完全に打切りになつたことは、まことに遺憾にたえないのであります。これは農林省当局や、農林大臣の大きな責任だと思ふのであります。これに対して、農林大臣は今後いかなる処置をされるか、またこれに対する責任をいかにお考えになつてゐるか、この際明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○農商務大臣 怠慢と責められ、責任をとれとおつしやつても、農林省としては全力を注いでおるのであります。

この見返り資金の性質は、よく小平委員も御承知の通りだと思ひます。大蔵省の預金部から出してすら／＼とやるさえ容易に行かない。ことに農地改良に要する詳細なる金額のお持ち合せあるうと思ひますが、なか／＼これは複雑な手数がいるのであります。十九億の予算は、わくは一応つくりましたけれども、キユアリング倉庫の七千四百万円が二十四年度として出ることになつたのであります。しかし必要な金は

あくまでも必要なのであります。二十四年度で終つたわけではないし、二十五年年度においても、その必要度は少しもかわつておらないのであります。から、二十五年年度においても、この資金の流用に努力いたしております。従つて怠慢であるとか、責任をとれとおつしやつても、この見返り資金の運用の内容については、小平委員もよく御承知になつてゐることだと存じますが、なお御研究なさつて、農林当局の施策にこの上ながら御協力をお願いいたしたいと思ひます。

○小笠原委員 これにて質疑の通告者全部の質疑は終りました。よつて本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

本日はこの程度にとどめまして、次会は明十二日午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

〔参照〕
造林臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月八日印刷

昭和二十五年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片